

〈京浜歴科研〉春のフィールドワーク

真土事件を歩く

日時：4月14日（日）

午前10時、平塚駅北口集合

資料代：500円

（昼食と若干のバス代を御用意下さい）



松木家の打ちこわし（『冠松真土夜暴動』）

見学場所：平塚市博物館、旧東光寺跡、真土神社
真土公民館（旧松木宅）、松木墓地
野村県令報恩の碑、平塚宿関係

主催：京浜歴史科学研究会

事務局・〒233 横浜市港南区港南台2-1-9-407

奥田 晴樹 方 ☎045-831-5277

本日のコース

平塚馬車北口 ^{バス} → 大野農協前下車 ^{バス停} → 大野公民館 ^{徒歩}
 AM 10:00 AM 11:00 (旧東光寺跡)

真土神社 ^{徒歩} → 松木家墓地 ^{徒歩} → 真土公民館 ^{徒歩} →
 <昼食> (怨親を超えた人々の碑)
 AM 11:30 ~ PM 12:30 (旧松木堂跡)

野村県令報恩の碑 ^{徒歩} → 坂口乗車 ^{バス停} → 江陽(中)前下車 ^{徒歩}
 PM 1:30

平塚市博物館 ^{徒歩} → 平塚馬車北口
 (文書見学他) 解散
 PM 2:00 ~ 3:00 PM 3:30

○ 京浜歴史科学研究会について.

京浜歴史科学研究会は、1984年12月に「自由民権百年神奈川
 実行委員会」を母体に発足しました。会の目的は、京浜地域を
 中心とする地域の再生を念頭におきながら地域の歴史を学ぶこ
 とです。現在は、月一回の「県史を学ぶ会」の活動(『神奈
 川県史・資料編』の輪読)が中心ですが、今回のようなフィー
 ルドワークや講演会・雑誌の発行などの活動も行っていく予定
 です。このフィールドワークを機会に一人でも参加者が増えて
 もらえればさいわいです。

◎ 真土事件について

真土事件は、地租改正事業の実施の際に質地の所有権をめぐる発生した紛争である。真土村は近世以来、「無年季金子^{ありあて}有台次第受戻」という特殊な質地慣行を有していたが、戸長松木長右衛門は地券交付のときに質地の名請を松木名儀にしてしまい、これが従来の質地慣行を無視する結果になってしまった。

これに対し松木の質置主達は連盟で質地受戻しの裁判を起し様々な苦勞の末、横浜地裁で勝利したものの控訴審の東京上等裁で敗訴した。裁判に敗北し巧策尽きた質置主達は、明治11年11月26日に松木邸を襲撃し、松木長右衛門以下一家・下人を殺害した。襲撃後、大住・海綾・愛甲郡を中心に減刑嘆願運動が大規模にまきおこり、この運動は野村靖県令をも動かすことになり、襲撃参加者達は判決の後、罪一等を減じられることになる。

この真土事件については『大野誌』や『神奈川県史・資料編13』に史料が紹介されており、多くの人がその全貌を知ることができるようになった。京浜歴史科学研究会では県史の史料を全て読みこみ討論を行い、その学習の総まとめとして今回のフィールドワークを企画した。

地租改正事業という近世から近代への大転換の動きのなかで発生したこの事件のイメージを各自がより豊かにもってくださることができればよいと思う。

真土事件 関係年表

明治5(1872) 壬申地券交付。地主松木長右衛門、質地分の地券の申請を松木名儀で行う。

明治9(1876)
7・8月
11月15日 真土村田畑の丈量調査実施。質地名請をめぐる紛争発生。
質置主連盟で横浜地方裁判所へ出訴。

明治10(1877)
5月23日 第1回判決——地所を質置主に返却(質置主側勝訴)。

明治11(1878)
6月
9月30日 東京上等裁判所へ松木側が控訴。
第2回判決——地所に対する松木側の所有権を認める(松木側勝訴)
11月26日 松木邸を襲撃——長右衛門・一家・下人等を殺害。
大住・海綾・愛甲郡を中心に減刑嘆願運動がおこる。
12月9日 神奈川県令野村靖、「真土事件願末上申書」を右大臣岩倉具視に提出。

明治12(1879)
2月7日 松木所有地・質取地、9500円で真土村に譲渡され、村の共有地となる。
6月6日 真土村及び隣村連盟、共有地買取のために神奈川県より金5000円を10年賦で拝借する。

明治13(1880)
5月20日 横浜地方裁判所で判決(斬罪4名・徴役10年8名・徴役3年14名)。
6月1日 襲撃者全員、判決より罪一等を減せられる。

明治14(1881)
8月 共有地を質地に出し、小田原銀行からの借金を返済する

明治18(1885) 神奈川県に県拝借金返済について上願を提出する——借拝金の一部を割引

明治23(1890)
2月11日 憲法発布特赦により全員放免される(途中死亡1名放免3名)